

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第19号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(昇格)</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>2</u> 勤務成績が特に良好である職員に対する<u>前項第2号</u>の規定の適用については、あらかじめ人事委員会の承認を得て級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>別表第1 級別標準職務表（第3条関係）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1" data-bbox="156 1193 770 1877"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの<u>室長又は</u>研修主事の職務 (4)・(5) [略]</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>(1) [略] (2) 総合教育センターの部長の職務 (3)・(4) [略]</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>(1) [略] (2) 総合教育センターの所長の職務 (3)・(4) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ 医療職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1" data-bbox="156 1973 770 2045"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	[略]		2 級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの <u>室長又は</u> 研修主事の職務 (4)・(5) [略]	3 級	(1) [略] (2) 総合教育センターの部長の職務 (3)・(4) [略]	4 級	(1) [略] (2) 総合教育センターの所長の職務 (3)・(4) [略]	職務の級	標準的な職務	[略]		<p>(昇格)</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 勤務成績が特に良好である職員に対する<u>第1項第2号</u>の規定の適用については、あらかじめ人事委員会の承認を得て級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>別表第1 級別標準職務表（第3条関係）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1" data-bbox="879 1193 1493 1877"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修主事の職務 (4)・(5) [略]</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>(1) [略] (2) 総合教育センターの部長、<u>室長又は主任研修主事</u>の職務 (3)・(4) [略]</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>(1) [略] (2) 総合教育センターの所長<u>又は困難な業務を処理する部長</u>の職務 (3)・(4) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ 医療職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1" data-bbox="879 1973 1493 2045"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	[略]		2 級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修主事の職務 (4)・(5) [略]	3 級	(1) [略] (2) 総合教育センターの部長、 <u>室長又は主任研修主事</u> の職務 (3)・(4) [略]	4 級	(1) [略] (2) 総合教育センターの所長 <u>又は困難な業務を処理する部長</u> の職務 (3)・(4) [略]	職務の級	標準的な職務	[略]	
職務の級	標準的な職務																												
[略]																													
2 級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの <u>室長又は</u> 研修主事の職務 (4)・(5) [略]																												
3 級	(1) [略] (2) 総合教育センターの部長の職務 (3)・(4) [略]																												
4 級	(1) [略] (2) 総合教育センターの所長の職務 (3)・(4) [略]																												
職務の級	標準的な職務																												
[略]																													
職務の級	標準的な職務																												
[略]																													
2 級	(1)・(2) [略] (3) 総合教育センターの研修主事の職務 (4)・(5) [略]																												
3 級	(1) [略] (2) 総合教育センターの部長、 <u>室長又は主任研修主事</u> の職務 (3)・(4) [略]																												
4 級	(1) [略] (2) 総合教育センターの所長 <u>又は困難な業務を処理する部長</u> の職務 (3)・(4) [略]																												
職務の級	標準的な職務																												
[略]																													

2 級	(1) [略] (2) <u>都南の園の副園長の職務</u> (3) [略]
3 級	(1) <u>都南の園の園長の職務</u> (2) [略] (3) [略]
4 級	(1) <u>高度の知識経験を必要とする都南の園の園長の職務</u> (2) <u>高度の知識経験を必要とする保健福祉環境技監の職務</u>

キ [略]

ク 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3 級	(1) [略] (2) <u>看護師長の職務</u> (3) [略] (4) [略] (5) [略]
4 級	(1) [略] (2) <u>相当高度の知識経験を必要とする看護師長の職務</u> (3) [略] (4) [略]
5 級	(1) [略] (2) <u>高度の知識経験を必要とする看護師長の職務</u> (3) [略] (4) [略]
6 級	(1) <u>広域振興局若しくは地方振興局の室長又は保健所の次長の職務</u> (2) <u>看護部長の職務</u>

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表

[略]

備考1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分

2 級	(1) [略] (2) [略]
3 級	(1) [略] (2) [略]
4 級	高度の知識経験を必要とする保健福祉環境技監の職務

キ [略]

ク 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3 級	(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略]
4 級	(1) [略] (2) [略] (3) [略]
5 級	(1) [略] (2) [略] (3) [略]
6 級	<u>広域振興局若しくは地方振興局の室長又は保健所の次長の職務</u>

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表

[略]

備考1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分

に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の(1)又は(2)の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の(4)の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

[略]

2 [略]

エ～ク [略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア 行政職給料表初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
一 般	[略]		
無線従事者	[略]		

備考1～3 [略]

イ [略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

[略]

備考 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- 1 次号に掲げる者以外の者 別表第2の教育職給料表(1)級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の(4)に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数）

2 [略]

エ～キ [略]

ク 医療職給料表(3)初任給基準表

に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の(1)又は(2)の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の(5)の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

[略]

2 [略]

エ～ク [略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア 行政職給料表初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
一 般	[略]		
無線従事者	[略]		

備考1～3 [略]

イ [略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

[略]

備考 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- 1 次号に掲げる者以外の者 別表第2の教育職給料表(1)級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数）

2 [略]

エ～キ [略]

ク 医療職給料表(3)初任給基準表

[略]

備考 1・2 [略]

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第7の2 特定職員昇給号給数表（第35条関係）

[略]

備考 この表に定める上段の号給数は給与条例第6条第7項又は給与等条例7条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数はこれらの規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第8 休職期間等換算表（第43条関係）

[略]

備考 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員をいう。）に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務及び公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[略]

備考 1・2 [略]

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第7の2 特定職員昇給号給数表（第35条関係）

[略]

備考 この表に定める上段の号給数は給与条例第6条第7項又は給与等条例7条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数はこれらの規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第8 休職期間等換算表（第43条関係）

[略]

備考 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員をいう。）に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務及び公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）を公務とみなす。